

# 冬のくらしをより安全・安心に

## 新たに 定期排雪も

### 対象世帯

市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住の市民税が非課税または均等割のみ課税されている、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯は除く）

- 70歳以上（昭和25年4月1日以前に生まれた方）の高齢者のみで構成されている
  - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方がいる
- ※ 70歳未満であっても、病気やけがにより除雪ができず、助成を希望する方は、お問い合わせください。

市は、雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がいのある方がいる世帯に対して、屋根の雪下ろし費用や間口の置き雪除雪の費用の一部を助成しています。今年度から、冬のくらしをより安全・安心なものにするため、新たに定期排雪も助成対象とします。

今月号は、冬のくらしを支援する3つの助成制度を紹介します。

問合せ先 市高齢介護課

NEW

区分		雪下ろし助成	間口除雪助成	定期排雪助成
事業者との契約	契約方式	単発契約	シーズン契約 ※ 12月20日(金)までに契約をお願いします。	
	対象業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雪下ろし作業</li> <li>● 雪下ろし後の運搬排雪</li> <li>● 屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路除雪後の間口の置き雪などの処理</li> <li>● 自宅敷地内で処理できなかった場合の運搬排雪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シューイチ排雪やシーズン排雪などの運搬排雪（10回以上のシーズン契約）</li> </ul>
市の助成	割合	処理費用の2分の1	処理費用の3分の1	
	上限額など	1回当たり20,000円を上限に、1シーズン2回まで	1シーズン20,000円を上限 ※ 間口除雪助成と定期排雪助成は、どちらか一方しか利用できません。	1シーズン15,000円を上限

## 事前に届け出が必要です！

### 利用者の皆さんへ

制度を利用するには、原則、除雪事業者との契約の2週間前までに、利用者としての事前登録が必要です。

9月2日(月)  
受付開始

既に契約をしてしまった方は、お問い合わせください。

申請受付窓口

- 市役所本庁高齢介護課高齢者支援グループ
  - 北村・栗沢両支所
  - 幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター
- 持ち物 印鑑

※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

### 事業者の皆さんへ

助成の対象となる作業を行うには、事前に届け出が必要です。

9月17日(火)  
受付開始

届出先 岩見沢土木事業協同組合(7西2)  
☎ 24局 3408

届出方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください

